

岡山県公報		目次	発行 岡山県	
○ 岡山県税条例の一部を改正する条例 ○ 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例		担当課（室）		
【条 例】				
○ 公布した条例の解説		総務学事課		
【解説】				
		税務課		
		くらし安全安心課		
		農産課		
		畜産課		
		林政課		
		水産課		

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百七十九条第一項本文の規定により知事が処分した岡山県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県条例第四十二号

岡山県税条例の一部を改正する条例

第一条 岡山県税条例（昭和二十九年岡山県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第三十三条の二第二項中「百分の十」を「百分の二十」に改め、同項第二号中「課税山林所得金額（以下この項）を「課税山林所得金額（次号）」に、「同条第二項」を「同項」に、「課税退職所得金額（以下この項）を「課税退職所得金額（同号）」に改める。

第四十二条の二の二第一項中「第二条第十二号の七の二」を「第二条第十二号の六の七」に、「第二条第十二号の七の三」を「第二条第十二号の七」に改める。

第四十七条第一項中「除く」の下に「。第三項において同じ」を加え、同項第一号イ中「百分の〇・四八」を「百分の〇・七二」に改め、同号ロ中「百分の〇・二」を「百分の〇・三」に改め、同号ハの表中「百分の三・八」を「百分の三・一」に、「百分の五・五」を「百分の四・六」に、「百分の七・二」を「百分の六」に改め、同条第三項第一号イ中「百分の〇・四八」を「百分の〇・七二」に改め、同号ロ中「百分の〇・二」を「百分の〇・三」に改め、同号ハ中「百分の七・二」を「百分の六」に改める。

第五十八条の二第二項第二号中「介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）による包括的支援事業（以下この項において「包括的支援事業」という。）を削り、「この項及び」を「この号及び」に、「いう。」及び「をいう。」（同法第二条第三項第一号の二に掲げる事業を除く。以下この号において同じ。）又は「に改め、「包括的支援事業、」を削る。

附則第六条の三の二第一項中「平成三十九年度」を「平成四十一年度」に、「平成二十九年」を「平成三十一年」に改め、同条第四項中「平成二十九年」を「平成三十一年」に改める。

附則第六条の三の三第三項中「平成二十九年」を「平成三十一年」に改める。

附則第八条及び第九条を次のように改める。

（個人の県民税の寄附金税額控除における申告特例控除）

第八条 知事は、当分の間、所得割の納税義務者が前年中に第三十三条の二第一項第一号に掲げる寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について法附則第七条第五項の規定による申告特例通知書の送付があつた場合においては、申告特例控除額を当該納税義務者の第三十三条の二の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の申告特例控除額は、第三十三条の二第二項に規定する特例控除額に、次の表の上欄に掲げる第三十二条第二項に規定する課税総所得金額から第三十三条第一号イに掲げる金額を控除した金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た金額とする。

百九十五万円以下の金額	八十五分の五
百九十五万円を超え三百三十万円以下の金額	八十分の十
三百三十万円を超え六百九十五万円以下の金額	七十分の二十
六百九十五万円を超え九百万円以下の金額	六十七分の二十三
九百万円を超える金額	五十七分の三十三

第九条 平成二十八年度から平成五十年年度までの各年度分の個人の県民税についての前条の規定の適用については、同条第二項の表中「八十五分の五」とあるのは「八十四・八九五分の五・一〇五」と、「八十分の十」とあるのは「七十九・七九分の十・二一」と、「七十分の二十」とあるのは「六十九・五八分の二十・四二」と、「六十七分の二十三」とあるのは「六十六・五一七分の二十三・四八三」と、「五十七分の三十三」とあるのは「五十六・三〇七分の三十三・六九三」とする。

附則第十五条第一項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同条第二項中「、第六十九条の三第一項」を「若しくは第六十九条の三第一項」に、「の規定に」を「若しくは第十七条の二の二第一項の規定に」に改める。

附則第十七条第一項及び第十七条の二中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（改修工事対象住宅の取得に対して課する不動産取得税の減額等）

第十七条の二の二 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第二条第三号に規定する宅地建物取引業者（以下この条において「宅地建物取引業者」という。）が改修工事対象住宅（新築された日から十年以上を経過した住宅（共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分をいう。）であつて、まだ人の居住の用に供されたことのない住宅以外のものをいう。以下この条において同じ。）を取得した場合において、当該宅地建物取引業者が、当該改修工事対象住宅を取得した日から二年以内に、当該改修工事対象住宅について安全性、耐久性、快適性、エネルギーの使用の効率性その他の品質又は性能の向上に資する改修工事で令で定めるものを行つた後、当該改修工事を行つた当該改修工事対象住宅で令で定めるもの（以下この項において「住宅性能向上改修住宅」という。）を個人に対し譲渡し、当該個人が当該住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供したときは、当該宅地建物取引業者による当該改修工事対象住宅の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が平成二十九年三月三十一日までの間に行われたときに限り、納税者の申請により、当該税額から当該改修工事対象住宅が新築された時において施行されていた法第七十三条の十四第一項の規定により控除するものとされ

ていた額に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

- 2 第六十九条の二第二項から第五項までの規定は、前項の規定による宅地建物取引業者による改修工事対象住宅の取得に対して課する不動産取得税の減額の申請手続、当該不動産取得税の税額の徴収猶予及びその取消し並びに当該不動産取得税に係る徴収金の還付について準用する。この場合において、同条第二項中「六月」とあるのは、「二年」と読み替えるものとする。

附則第十七条の三第一項及び第三項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

附則第十八条第二項中「次に掲げる自動車」を「法附則第十二条の二の三第二項各号に掲げる自動車」に、「第七条の規定による登録又は同法第五十九条」を「第七条第一項に規定する新規登録又は同法第六十条第一項後段」に、「検査」を「車両番号の指定（同項に規定する）」に、「同条第四項から第七項」を「同条第六項から第十一項」に、「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同項各号を削り、同条第三項中「次に掲げる自動車」を「法附則第十二条の二の三第三項各号に掲げる自動車」に、「附則第二十条第四項から第七項」を「附則第二十条第六項から第十一項」に、「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同項各号を削り、同条第四項を次のように改める。

- 4 法附則第十二条の二の三第四項各号に掲げる自動車であつて新規登録等を受けるものの取得（前二項又は附則第二十条第六項から第十一項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十九年三月三十一日までに行われたときに限り、第九十四条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率に百分の六十を乗じて得た率とする。

附則第十八条に次の一項を加える。

- 5 ガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法附則第十二条の二の二第二項第三号に掲げる自動車に該当するものを除く。）（乗用車又は車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。附則第二十一条の四において同じ。）が二・五トン以下のバス若しくはトラックであつて、法附則第十二条の二の三第五項各号のいずれにも該当するもので省令で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得（前三項又は附則第二十条第六項から第十一項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十九年三月三十一日までに行われたときに限り、第九十四条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率に百分の八十を乗じて得た率とする。

附則第二十条第一項中「次に」を「法附則第十二条の二の五第一項各号に」に、「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「次に」を「法附則第十二条の二の五第二項各号に」に、「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年

三月三十一日」に、「三十万円」を「三十五万円」に改め、同項各号を削り、同条第三項中「次に」を「法附則第十二条の二の五第三項各号に」に、「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に、「十五万円」を「二十五万円」に改め、同項各号を削り、同条中第八項を第十二項とし、第七項を削り、同条第六項中「次の各号」を「法附則第十二条の二の五第八項各号」に、「第二条第一号」を「(平成十八年法律第九十一号) 第二条第一号」に改め、「(第三号)において「高齢者、障害者等」という。」を削り、「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同項各号を削り、同項を同条第八項とし、同項の次に次の三項を加える。

9 法附則第十二条の二の五第九項各号に掲げる自動車のうち、横滑り及び転覆に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項から第十一項までにおいて「車両安定性制御装置」という。)並びに衝突に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項から第十一項までにおいて「衝突被害軽減制御装置」という。)を備えるもの(省令で定めるものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第九十三条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十九年三月三十一日(法附則第十二条の二の五第九項第四号に掲げるトラックにあつては、平成二十八年十月三十一日)までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から五百二十五万円を控除して得た額」とする。

10 法附則第十二条の二の五第九項第四号に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置及び衝突被害軽減制御装置を備えるもの(省令で定めるものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第九十三条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十八年十一月一日から平成二十九年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から三百五十万円を控除して得た額」とする。

11 法附則第十二条の二の五第十一項各号に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制御装置のいずれかを備えるもの(省令で定めるものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第九十三条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十九年三月三十一日(法附則第十二条の二の五第十一項第五号に掲げるトラックにあつては、平成二十八年十月三十一日)までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から三百五十万円を控除して得た額」とする。

附則第二十条第五項中「次の各号」を「法附則第十二条の二の五第七項各号」に、「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に、「附則第二十条第五項」を「附則第二十条第七項」に改め、同項各号を削り、同項を同条第七項とし、同条第四項中「次の各号」を「法附則第十二条の二の五第六項各号」に、「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同項各号を削り、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 法附則第十二条の二の五第四項各号に掲げる自動車(以下この項において「第四種環境対応車」という。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の第四種環境対応車の取得に係る第九十三条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十九年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から十五万円を控除して得た額」とする。

5 法附則第十二条の二の五第五項各号に掲げる自動車（以下この項において「第五種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第五種環境対応車の取得に係る第九十三条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十九年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から五万円を控除して得た額」とする。

附則第二十一条の二第一項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

附則第二十一条の四第一項中「大気汚染防止法」の下に「（昭和四十三年法律第九十七号）」を加え、同条第四項第二号中「排出ガス保安基準」を「自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（第四号及び第六項第五号において「排出ガス保安基準」という。）」に改め、同条第四号中「エネルギー消費効率率が基準エネルギー消費効率」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第八十条第一号イに規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第七十八条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して省令で定めるエネルギー消費効率（以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。）」に改める。

附則第二十二條の二を次のように改める。

（狩猟税の課税免除）

第二十二條の二 知事は、県内の市町村に所属する対象鳥獣捕獲員（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成十九年法律第百三十四号。次条において「鳥獣被害防止特措法」という。）第九条第六項の規定により読み替えられた鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（次条において「鳥獣保護法」という。）第五十六条に規定する対象鳥獣捕獲員をいう。）に係る狩猟者の登録が、平成二十七年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に行われた場合においては、第百六十二条第一項の規定にかかわらず、当該対象鳥獣捕獲員に対しては、狩猟税を課さない。

附則第二十二條の二の次に次の一条を加える。

（狩猟税の税率の特例）

第二十二條の三 平成二十七年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に受ける狩猟者の登録であつて、当該狩猟者の登録を受ける者が鳥獣保護法第五十六条に規定する申請書（以下この項において「狩猟者登録の申請書」という。）を提出する日前一年以内の期間（以下この条において「特定捕獲等期間」という。）に県の区域を対象とする鳥獣保護法第九条第一項（鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等（以下この条において「許可捕獲等」という。）を行つた場合における狩猟税の税率は、第百六十二条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に二分の一を乗じた税率（以下この項において「軽減税率」という。）とする。ただし、軽減税率が適用される狩猟者の登録（以下この項において「軽減税率適用登録」という。）の要件を満たす。

す者が、特定捕獲等期間に許可捕獲等を行つた後、軽減税率適用登録の対象となる狩猟期間（鳥獣保護法第二条第五項に規定する狩猟期間をいう。以下この項において同じ。）の直近の狩猟期間について狩猟者登録の申請書を提出し、既にその狩猟者の登録を受けた場合にあっては、この限りでない。

2 前項の規定は、狩猟者の登録を受ける者が、県の区域において、従事者（鳥獣保護法第九条第八項（鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する従事者をいう。）として、鳥獣保護法第九条第八項に規定する従事者証の交付を受けて特定捕獲等期間に許可捕獲等を行つた場合における狩猟税の税率について準用する。この場合において、前項中「受け」とあるのは、「受けた鳥獣保護法第九条第八項（鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する者の従事者（鳥獣保護法第九条第八項に規定する従事者をいう。）として、同項に規定する従事者証の交付を受けて」と読み替えるものとする。

附則第二十六条中「平成二十六年十月一日」を「平成二十七年四月一日」に、「百分の三・八」を「百分の三・一」に、「百分の二・二」を「百分の一・六」に、「百分の五・五」を「百分の四・六」に、「百分の三・二」を「百分の二・三」に、「百分の七・二」を「百分の六」に、「百分の四・三」を「百分の三・一」に改める。

第二条 岡山県税条例の一部を次のように改正する。

附則第二十二條の二中「次条」を「次項及び次条」に、「鳥獣保護法」を「鳥獣保護管理法」に改め、同条に次の一項を加える。

2 知事は、認定鳥獣捕獲等事業者（鳥獣保護管理法第十八条の五第二項第一号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者をいう。次条第二項において同じ。）が、県の区域を対象として鳥獣保護管理法第九条第一項（鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条第一項において同じ。）の規定による許可を受け、又は鳥獣保護管理法第十四条の二第九項の規定により鳥獣保護管理法第九条第一項の規定による許可を受けた者とみなされた場合において、同条第八項（鳥獣保護管理法第十四条の二第九項又は鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条第二項において同じ。）に規定する従事者証（次条第二項において「従事者証」という。）の交付を受けた当該認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る狩猟者の登録が、平成二十七年五月二十九日から平成三十一年三月三十一日までの間に行われたときは、第百六十二条第一項の規定にかかわらず、当該従事者に対しては、狩猟税を課さない。

附則第二十二條の三第一項中「鳥獣保護法」を「鳥獣保護管理法」に改め、「（鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を削り、「第二条第五項」を「第二条第九項」に改め、同条第二項中「（鳥獣保護法）」を「（鳥獣保護管理法）」に、「（鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する従事者をいう」を「に規定する従事者をいい、認定鳥獣捕獲等事業者に係るもの

を除く」に、「鳥獣保護法第九条第八項に規定する従事者証」を「従事者証」に、「受けた鳥獣保護法第九条第八項」を「受けた同条第八項（鳥獣保護管理法第十四条の二第九項又は）」に、「者の」を「者（鳥獣保護管理法第十八条の五第二項第一号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者を除く。）の」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定及び附則第十三項の規定は、同年五月二十九日から施行する。

（個人の県民税に関する経過措置）

2 第一条の規定による改正後の岡山県税条例（以下「新条例」という。）第三十三条の二第二項の規定は、平成二十八年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十七年分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3 新条例附則第八条及び第九条の規定は、平成二十八年度以後の年度分の個人の県民税について適用する。

（法人の事業税に関する経過措置）

4 新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

5 新条例第四十三条第一項第一号に掲げる法人（三以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人を除く。次項において同じ。）で、施行日から平成二十八年三月三十一日までの間に開始する事業年度の新条例第四十四条第一号に規定する付加価値額（当該事業年度が一年に満たない場合にあつては、当該事業年度の付加価値額に十二を乗じて得た額を当該事業年度の月数（当該月数は、暦に従い計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。次項から附則第八項までにおいて同じ。）で除して計算した金額。次項から附則第八項までにおいて「調整後付加価値額」という。）が三十億円以下であるものについては、新条例附則第二十六条の規定により読み替えられた新条例第四十七条第一項第一号に規定する合計額（次項において「基準法人事業税額」という。）が次の各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、当該超える額の二分の一に相当する金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、当該事業年度に係る付加価値額、資本金等の額又は所得について新条例第四十九条第一項（第二号を除く。）の規定により納付すべき事業税額（次項から附則第八項までにおいて「事業税額」という。）から控除する。

一 当該事業年度の新条例第四十四条第一号に規定する付加価値額に、百分の〇・四八を乗じて得た金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）

二 当該事業年度の新条例第四十四条第一号に規定する資本金等の額に、百分の〇・二を乗じて

得た金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）

三 当該事業年度の新条例第四十四条第一号ハに規定する所得を新条例第四十七条第一項第一号ハの表の上欄に掲げる金額の区分によって区分した金額に、第一条の規定による改正前の岡山県税条例附則第二十六条の規定により読み替えられた同条例第四十七条第一項第一号ハの表の下欄に掲げる率を乗じて得た金額を合計した金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）

6 新条例第四十三条第一項第一号イに掲げる法人で、調整後付加価値額が三十億円を超え四十億円未満であるものについては、基準法人事業税額が前項各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、当該超える額に四十億円から調整後付加価値額を控除した額を乗じて得た額を二十億円で除して得た額に相当する金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、当該事業年度に係る事業税額から控除する。

7 新条例第四十三条第一項第一号イに掲げる法人（三以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人に限る。次項において同じ。）で、調整後付加価値額が三十億円以下であるものについては、新条例附則第二十六条の規定により読み替えられた新条例第四十七条第三項第一号に規定する合計額（次項において「基準法人事業税額」という。）が次の各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、当該超える額の二分の一に相当する金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、当該事業年度に係る事業税額から控除する。

一 附則第五項第一号及び第二号に掲げる金額

二 当該事業年度の新条例第四十四条第一号ハに規定する所得に、百分の四・三を乗じて得た金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）

8 新条例第四十三条第一項第一号イに掲げる法人で、調整後付加価値額が三十億円を超え四十億円未満であるものについては、基準法人事業税額が前項各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、当該超える額に四十億円から調整後付加価値額を控除した額を乗じて得た額を二十億円で除して得た額に相当する金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、当該事業年度に係る事業税額から控除する。

（不動産取得税に関する経過措置）

9 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）

10 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

（狩猟税に関する経過措置）

11 新条例附則第二十二條の二の規定は、施行日以後に狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用し、施行日前に狩猟者の登録を受けた者に対して課する狩猟税については、なお従前の例による。

12 新条例附則第二十二條の三の規定は、施行日以後に狩猟者の登録に係る申請書を提出し、狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用する。

13 第二條の規定による改正後の岡山県税条例附則第二十二條の二第二項の規定は、附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日以後に狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用する。

（岡山県税条例の一部を改正する条例の一部改正）

14 岡山県税条例の一部を改正する条例（平成二十七年岡山県条例第十号）の一部を次のように改正する。

本則岡山県税条例附則第二十二條の二第一号の改正規定及び附則ただし書中「附則第二十二條の二第一号」を「附則第二十二條の二」に改める。

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九條第一項本文の規定により知事が処分した知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

岡山県知事
 伊原 木 隆 太

岡山県条例第四十三号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成十一年岡山県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の十三の項の次に次の一項を加える。

十三の二 食品表示法（平成二十五年法律第七十号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（事業者の主たる事務所及び事業所が二以上の市町村の区域にわたる場合を除く。）

岡山市 倉敷市

イ 法第六条第一項の規定による指示

ロ 法第六条第五項の規定による命令

ハ 法第七条の規定による公表

ニ 法第八条第一項及び第二項の規定による報告の徴収及び立入検査等

ホ 法第十二条第一項の規定による申出の受理
ヘ 法第十二条第三項の規定による調査

別表第一の五十八の項を次のように改める。

五十八 削除

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

(解説)

◎ 岡山県税条例の一部を改正する条例について

地方税法等の一部改正に伴い、自動車取得税について環境への負荷の少ない自動車を対象とした税率の軽減等の特例措置の対象を改める等所要の改正を行うものである。

◎ 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について

食品表示法の施行に伴い、同法に基づく指示等に関する事務を岡山市及び倉敷市が処理することとする等所要の改正を行うものである。